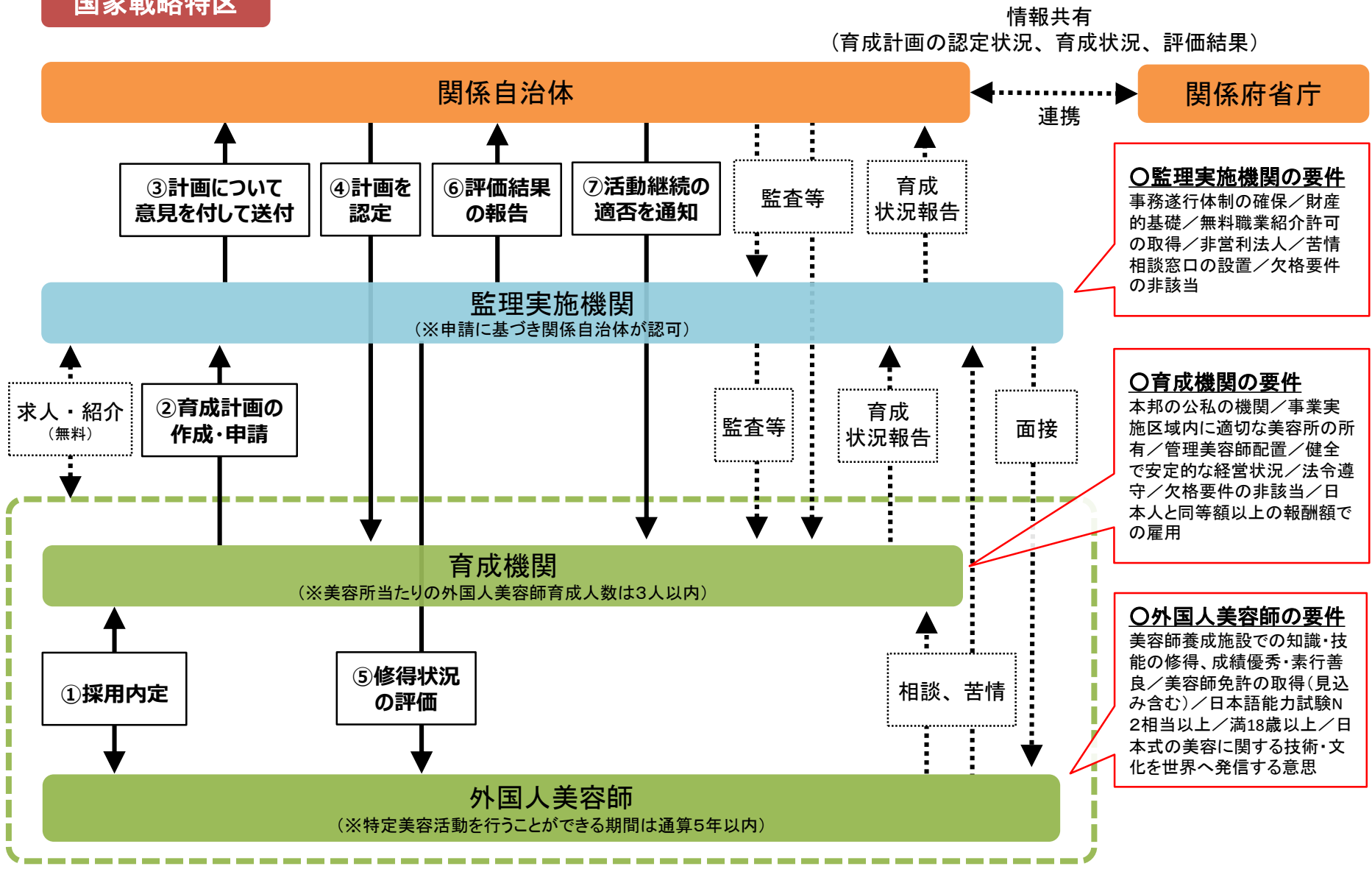


外国人美容師育成事業 制度概要

国家戦略特区



○雇用の継続が不可能となった場合の措置

雇用の継続が不可能となった場合、外国人美容師に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、監理実施機関が新たな育成機関を確保するよう努める

○帰国担保措置

外国人美容師が帰国旅費を支弁できないときは、育成機関が当該旅費を負担する(育成機関が支弁できないときは、監理実施機関が当該旅費を負担する)